

盛岡市指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定要領

平成20年3月31日

市長 決 裁

改正 平成21年3月31日副市長決裁

改正 平成22年1月25日副市長決裁

改正 平成24年4月25日副市長決裁

改正 平成25年3月26日副市長決裁

改正 平成31年1月18日副市長決裁

（目的）

第1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第54条第2項の規定による指定自立支援医療機関の指定を適性かつ円滑に行うため、法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年省令第19号）、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定要領（平成18年3月3日付け障精発第0303005号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長通知）及び盛岡市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための規則（平成18年規則第69号。以下「規則」という。）に定めるところによるほか、この要領により必要な事項を定めるものとする。

（指定・変更・更新の申請及び変更の届出の事務）

第2 指定・変更については、次の各号に定めるところにより、行うものとする。

- (1) 法第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関の指定を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第30条第1項から第3項に規定する申請書（以下「申請書」という。）に、次の各号に定める書類を添えて、市長へ提出するものとする。

なお、申請者が育成医療又は更生医療いずれか単独での指定を希望している場合は、申請書にその内容を明記させることとし、申請のあった医療についてのみ審査及び指定等の事務を行うものとする。特段の記載がない場合については、育成医療及び更生医療双方の申請があったものとして取り扱うこととし、その場合の審査及び指定等の事務については一括して行うものとする。

ア 病院又は診療所の開設者（規則第30条第1項に定めるもの）

(イ) 経歴書（別紙1）

(イ) 自立支援医療を行うために必要な体制及び設備の概要（別紙2）

(ウ) 研究内容に関する証明書（別紙3）

(エ) 腎臓に関する医療を担当しようとする場合にあっては、人工透析に関する専門研修・臨

床実績証明書（別紙４）

(ウ) 小腸に関する医療を担当しようとする場合にあっては、中心静脈栄養法等に関する臨床実績証明書（別紙５）

(カ) 心臓移植後の抗免疫療法に関する医療を担当しようとする場合にあっては、心臓移植術後の抗免疫療法に関する臨床実績証明書（主たる医師）（別紙６）又は心臓移植術後の抗免疫療法に関する臨床実績証明書（連携機関の医師）（別紙７）

(キ) 肝臓移植後の抗免疫療法に関する医療を担当しようとする場合にあっては、肝臓移植術後の抗免疫療法に関する臨床実績証明書（主たる医師）（別紙８）又は肝臓移植術後の抗免疫療法に関する臨床実績証明書（連携機関の医師）（別紙９）

イ 薬局の開設者（規則第30条第２項に定めるもの）

(ア) 経歴書（別紙１）

(イ) 調剤のために必要な設備及び施設の概要（別紙２）

ウ 指定訪問看護事業者等（規則第30条第３項に定めるもの）

(ア) 訪問看護ステーション等において指定訪問看護若しくは指定老人訪問看護又は指定居宅サービス（介護保険法第８条第４項に規定する訪問看護に限る。）に従事する職員の定数（別紙）

(2) 市長は、自立支援医療を担当する医療機関の指定等に当たっては、盛岡市社会福祉審議会の意見に基づいて行うものとする。

ただし、薬局の指定については、第３(3)カの指定審査基準を満たしている場合は、盛岡市社会福祉審議会を経ずに、指定の決定を行うことができるものとする。

(3) 自立支援医療を担当する医療機関の指定等は、盛岡市社会福祉審議会に設置する障害者福祉専門分科会の議決をもって、盛岡市社会福祉審議会の議決とする。

なお、指定年月日は、原則として、指定の決定をした日の属する月の翌月初日とする。

(4) 市長は、審査結果に基づく指定に関する通知は、指定を決定する場合にあっては、法第59条第１項の規定による指定自立支援医療機関（育成・更生）の指定について、指定しないこととした場合にあっては、法第59条第１項の規定による指定自立支援医療機関（育成・更生）の指定についてにより、指定を保留する場合にあっては、法第59条第１項の規定による指定自立支援医療機関（育成・更生）の指定（変更）についてにより速やかに申請者に通知するものとする。

(5) 育成医療又は更生医療において担当する医療の種類を変更しようとする者（以下「変更申請者」という。）は、第２(1)アに定める申請書を市長へ提出するものとする。

(6) 市長は、前項の規定に基づく変更に関する通知は、変更を承認する場合にあっては、指定自立支援医療機関（育成・更生）の担当する医療の種類の変更についてにより、変更を承認しないこととした場合にあっては、指定自立支援医療機関（育成・更生）の担当する医療の種類の

変更についてにより速やかに、変更申請者に通知するものとする。

2 変更の届出については、次の各号に定めるところにより、行うものとする。

- (1) 指定自立支援医療機関は、指定自立支援医療機関の名称及び所在地、指定自立支援医療を主として担当する医師、歯科医師又は薬剤師の変更等があった場合には、法第64条の規定に基づき、規則第31条の指定自立支援医療機関（育成・更生）名称等変更届により市長に届け出るものとする。

なお、市長は、変更届出のあった事項について所要の確認を行ったうえで、内容に不備がある場合には適宜質問や指導を行うものとする。

- (2) 指定自立支援医療機関は、指定自立支援医療機関の休止等をしようとする場合には、規則第32条の指定自立支援医療機関（育成・更生）休止（廃止・再開）届により市長に届け出るものとする。

- (3) 指定自立支援医療機関は、指定自立支援医療機関の指定辞退をしようとする場合には、規則第33条の指定自立支援医療機関（育成・更生）辞退申出書により市長に申し出ること。

3 指定の更新については、次の各号に定めるところにより、行うものとする。

- (1) 法第60条第1項の規定による指定自立支援医療機関の更新を申請しようとする者（以下「更新申請者」という。）は、次の各号に定める申請書（以下「更新申請書」という。）を市長へ提出するものとする。

ア 病院又は診療所の開設者（別紙様式1）

イ 薬局の開設者（別紙様式2）

ウ 指定訪問看護事業者等（別紙様式3）

- (2) 市長は、審査結果に基づく更新に関する通知は、更新を決定する場合にあっては、法第60条第1項の規定による指定自立支援医療機関（育成・更生）の更新について、更新しないこととした場合にあっては、法第60条第1項の規定による指定自立支援医療機関（育成・更生）の更新についてにより、更新を保留する場合にあっては、法第60条第1項の規定による指定自立支援医療機関（育成・更生）の更新についてにより速やかに更新申請者に通知するものとする。

（審査（確認）の基準）

第3 審査（確認）の基準は、次に掲げる要件を満たしていること。

- (1) 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）療養担当規程（平成18年厚生労働省告示第65号。以下「療担規程」という。）に基づき、懇切丁寧な自立支援医療が行える医療機関又は事業所であり、かつ、病院及び診療所にあっては、原則として現に自立支援医療の対象となる身体障害の治療を行っていること。
- (2) 患者やその家族の要望に応じて、各種医療・福祉制度の紹介や説明、カウンセリングの実施等が行えるスタッフについて体制が整備されていること。

また、病院及び診療所にあっては、自立支援医療を行うため、担当しようとする医療の種類

について、その診断及び治療を行うに当たって、十分な医療スタッフ等の体制及び医療機器等の設備を有しており、適切な標ぼう科が示されていること。

(3) 前号において「特に必要とされる体制及び設備」とは次のとおりとする。

ア 心臓脈管外科に関する医療を担当する医療機関にあつては、心血管連続撮影装置及び心臓カテーテルの設備を有していること。

イ 心臓移植に関する医療を担当する医療機関にあつては、移植関係学会合同委員会において、心臓移植実施施設として選定された施設であること。

なお、心臓移植術後の抗免疫療法を担当する医療機関にあつては、心臓移植術実施施設又は心臓移植後の抗免疫療法の実績を有する施設との連携により心臓移植術後の抗免疫療法を実施できる体制及び設備を有している施設であること。

ウ 腎臓に関する医療を担当する医療機関にあつては、血液浄化療法に関する機器及び専用のスペースを有していること。

エ 腎移植に関する医療を担当する医療機関にあつては、腎移植に必要な関連機器と血液浄化装置（機器）を備えていること。

オ 肝臓移植に関する医療を担当する医療機関にあつては、移植関係学会合同委員会において、肝臓移植実施施設として選定された施設であること又は「特掲診療料の施設基準等」（平成20年厚生労働省告示第63号）で定める生体部分肝移植術に関する施設基準を満たしている施設であること。

なお、肝臓移植術後の抗免疫療法を担当する医療機関にあつては、肝臓移植術実施施設又は肝臓移植術後の抗免疫療法の実績を有する施設との連携により肝臓移植術後の抗免疫療法を実施できる体制及び設備を有している施設であること。

カ 免疫に関する医療を担当する医療機関にあつては、各診療科医師の連携により総合的なHIV感染に関する診療の実施ができる体制及び設備であること。

キ 薬局にあつては、複数の医療機関からの処方せんを受け付けている保険薬局であり、かつ、十分な調剤実務経験のある管理薬剤師を有していること。通路、待合室など、身体障害に配慮した設備構造等が確保されていること。

なお、新規開局する保険薬局にあつては、当該薬局における管理者（管理薬剤師）が過去に他の指定自立支援医療機関において、管理者（管理薬剤師）としての経験を有している実績があり、かつ、当該薬局に十分な調剤実務経験のある薬剤師を有していること。また、通路、待合室など、身体障害に配慮した設備構造等が確保されていること。

ク 健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第8条第4項に規定する訪問看護を行う者に限る。）若しくは同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問看護を行う者

に限る。)にあつては、原則として現に育成医療又は更生医療の対象となる訪問看護等を行っており、かつ、療担規程に基づき、適切な訪問看護等が行える事業所であること。また、そのために、必要な職員を配置していること。

(主として担当する医師の資格)

第4 病院及び診療所にあつては、指定自立支援医療を主として担当する医師又は歯科医師が、次に掲げる要件を満たしていること。

(1) 当該指定自立支援医療機関における常勤の医師又は歯科医師であること。

但し、歯科矯正に関する医療を主として担当する歯科医師にあつては、当該指定自立支援医療機関において、障害の治療に対する診療時間が十分に確保され、当該医師が不在の場合においても、当該指定自立支援医療機関の常勤歯科医師による応急的な治療体制が整備されている場合については、専任の歯科医師でも差し支えない。

(2) それぞれの医療の種類の専門科目につき、適切な医療機関における研究、診療従事年数が、医籍又は歯科医籍登録後、通算して5年以上あること。

適切な医療機関とは、大学専門教室(大学院を含む。)、医師法(昭和23年法律第201号)第16条の2第1項の規定に基づく臨床研修指定病院又はそれぞれの医療の分野における関係学会の規約、規則等に基づく教育病院、教育関連病院等を指すものであること。

(3) 中枢神経、心臓移植、腎臓、腎移植、小腸、肝臓移植及び歯科矯正に関する医療を主として担当する医師又は歯科医師にあつては、(1)及び(2)に掲げる要件のほか、次の事項についても審査すること。

ア 中枢神経に関する医療にあつては、これまでの研究・診療経験と、育成医療又は更生医療で対象としている医療内容に関連性が認められるものであること。

イ 心臓移植に関する医療にあつては、心臓移植関連学会協議会・施設認定審議会の施設認定基準における心臓移植経験者であること。

なお、心臓移植術後の抗免疫療法については、臨床実績を有する者又は心臓移植術経験者など十分な臨床実績を有する者との連携を確保できる者であること。

ウ 腎臓に関する医療にあつては、血液浄化療法に関する臨床実績が1年以上あること。

エ 腎移植に関する医療にあつては、腎移植に関する臨床実績が3例以上あること。

オ 小腸に関する医療にあつては、中心静脈栄養法について20例以上、経腸栄養法について10例以上の臨床経験を有していること。

カ 肝臓移植に関する医療

生体部分肝移植術又は同種死体肝移植術に関する臨床実績が3例以上あること。

なお、肝臓移植術後の抗免疫療法については、臨床実績を有する者又は肝臓移植術経験者など十分な臨床実績を有する者との連携を確保できる者であること。

キ 歯科矯正に関する医療にあつては、これまでの研究内容と口蓋裂の歯科矯正の臨床内容と

に関連が認められ、かつ5例以上の経験を有していること。

(その他)

第5 この要領に定めるもののほか、自立支援医療機関の指定に係る審議に関して必要な事項は、盛岡市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会が定める。

附 則

この要領は、平成31年1月18日から施行する。